

徳島県規則第三十五号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「専任の」を削り、「又は精神科ソーシャルワーカー」を、「精神科ソーシャルワーカー又は心理判定員」に改め、同号ハ中「専任の」を削り、同号ホ中「専任の」を削り、「又は精神科ソーシャルワーカー」を、「精神科ソーシャルワーカー又は心理判定員」に改め、同号ト、チ及び又中「専任の」を削り、同号力中「療養介護、」を削り、「若しくは就労継続支援」を、「就労継続支援、就労定着支援若しくは自立生活援助」に改め、「就労支援員」の下に「、就労定着支援員、地域生活支援員」を加え、同条第二号イ中「児童指導員、」を削り、同号二中「、介護保険法」を「若しくは介護保険法」に改め、「若しくは介護医療院又は隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）」を削り、「ものであって、」を「も及び」に改め、「介護等」の下に「の業務」を、「の業務」の下に「又は隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であつて、その主たる業務が介護等の業務であるものの業務」を加え、同号ホ中「訪問介護員の業務」の下に「、同法に規定する指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護のうち県内で行われるものに係る看護業務の補助を行う者であつて、その主たる業務が介護等の業務であるものの業務」を加え、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同号ト中「指定介護療養型医療施設であつて、」を「介護保険法に規定する介護医療院又は指定介護療養型医療施設であつて」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号チ中「短期入所」の下に「、重度障害者等包括支援」を加え、「（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）」を削り、「介護等」の下に「の業務」を加え、同号中ソをツとし、同号レ中「からタまで」を「からシまで」に改め、同号シを同号ソとし、同号タ中「からヨまで」を「からタまで」に改め、同号タを同号シとし、同号力中「身体障害者自立支援事業」を「移動支援事業、日中一時支援若しくは盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に、「において介助サービス等を提供する者のうち」を「の職員であつて」に改め、「ものの業務」の下に「又は訪問入浴サービスの介護職員の業務」を加え、同号力中「ヨ」とし、同号ワ中「介護等」の下に「の業務」を加え、同号ワを同号力とし、同号ヲ中「、児童指導員及び作業療法士、理学療法士、言語機能訓練担当職員等」を「及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号中ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 健康保険法（大正十一年法律第七十号）に規定する訪問看護事業のうち県内で行われるものに係る看護の補助の業務に従事する者であつて、その主たる業務が介護等の業務であるものの業務

第十二条第二項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第

一項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域若しくは同法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域若しくは同法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第二項の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前に改正前の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第十二条第二項に規定する過疎地域において指定業務に従事した期間は、改正後の規則第十二条第二項に規定する過疎地域、過疎地域とみなされる区域又は特別特定市町村の区域とみなされる区域において指定業務に従事した期間とみなす。